令和８年（フ）第６７１号
埼玉県春日部市備後東３丁目６番36号　ＳＴＯＲＩＥＳ南春日部、旧住所埼玉県川口市大字安行吉岡1684番地の３　グループホームＳＳＫ４号館
債務者　亀山　　恵
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３１８号
北海道北斗市追分１丁目５番１号　シャトーおいわけ202
債務者　岩渕　麻子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３７４号
函館市柏野町99番地38　203号室
債務者　仁木　拓也
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３７６号
函館市深堀町１番10―303号　ハイツ深堀
債務者　金子　雪絵
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３９１号
函館市陣川町83番地92　２Ｆ
債務者　栗原　光博
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３９５号
北海道茅部郡森町字港町22番地６
債務者　石川　智子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３９８号
北海道北斗市富川２丁目３番１―405号
債務者　岡本美沙妃
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４０３号
函館市湯川町２丁目47番５号
債務者　齋藤ひとみ
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１４６号
山形市城西町１丁目７番16―404号　霞雅ビルＢ
債務者　阿部　拓未
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８０１号
北九州市小倉北区熊谷１丁目16番７号
債務者　福泉　　浩
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５０３号
埼玉県川越市大字山田331番地４　（フェリーチェ303号室）、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字下新田11番地５
債務者　高橋　貴志
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６０２号
埼玉県富士見市諏訪２丁目11番10号　グランシード101
債務者　髙城　利香
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７４１号
埼玉県川越市大字砂959番地12　（サンハイツ201号室）
債務者　細田　和子
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１６３６号
埼玉県新座市西堀二丁目21番12号　ハイツ花水木Ⅱ　105号室、住民票上の住所埼玉県新座市野火止五丁目19番10号
債務者　鈴木　瑠華（旧姓武田）
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６５４号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地５―17―306
債務者　田中　眞次
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６６５号
埼玉県川口市戸塚５丁目13番31号　アネシス101号
債務者　山元　昌人
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７７４号
北九州市小倉南区徳吉東１丁目３番５号
債務者　半澤　一徳
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部